草津市議会総務常任委員会審査内容

総務常任委員会では、以下の条例案 3 件と一般議案 1 件について付託を受け、3 月 13 日(月) 午前 9 時 30 分から審査いたしました。

委員会での審議

【条例】

議第9号 →全員賛成

草津市個人情報保護法施行条例案

議第 10 号 →全員賛成

草津市情報公開条例等の一部を改正する条例案

議第 12 号 →全員賛成

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例案

記

草津市指定管理者選定評価委員会の更なる専門性を進化するための制度見直し

【現行】草津市指定管理者選定評価委員会(8人以内)

1

【改正】草津市文教施設·產業振興施設指定管理者選定評価委員会(5人)草津市社会福祉施設指定管理者選定評価委員会(5人)草津市基盤施設指定管理者選定評価委員会(5人)

・各委員5人の合議制とするが、そのうち1人は施設ごとの有識者を委員とするため、委員 定数を引き続き8人以内とする。

各委員会の委員構成

草津市〇〇施設指定管理者選定評価委員会

弁護士(1人)

行政法学者(1人)

有識者(1)(1人)

有識者② (3~4人)

公募市民(1人)

合計7~8人

・有識者①各委員会の分野全般に詳しい人で、同委員会の委員会にはすべて参加する。 有識者②各施設の分野に詳しい人で、同委員会のうち対象施設の委員会のみ参加する。 弁護士・行政法学者は、3委員会を兼務する。

また、有識者②は委員会ごとに1人だけ参加するため実際の委員会は5人で開催する。

- ◇委員からの質問
- ・選定評価委員会を発足されるときに、本会議で今回提案されているような形にならないか と質問したが、考えていないとの答弁であった。今回の提案に至った経過は?

◆答弁

- ・指定管理施設が増えて開催回数も多くなっており、8人の委員の日程調整が難しくなっている。
- ・専門家を入れ施設毎に専門性を高めるとともに、日程調整が5人なので円滑に進む。
- ◇委員からの質問
- ・同じく8年前の総務常任委員会にて、いろいろ議論をし、選考委員会と評価委員会が同じ 人で行われたら、同一人物が評価することはおかしいのではないかという意見もあった。 今回の選考委員会と評価委員会の関係性は?

◆答弁

・評価の際に現地調査を通じて理解を深めていただいた上、次の年の選定に生かすことができる。選考委員会と評価委員会を違う人にしてしまうと、理解せずに選定に踏み込んでしまう可能性がある。今後も引き続き継続させていただきたい。

議第19号 →全員賛成

負担付きの寄附の受納につき議案を求めることについて

記

寄附の目的:草津市立笠縫東まちづくりセンターの建設用地を取得するため

受け入れる寄附金: 22,788,303円

受け入れる期間:契約締結日から令和10年5月31日まで

寄附者:笠縫東学区まちづくり協議会

条件:(1)以下の財産を取得する。

種類 土地

地番 草津市集町字天神西 58 番 1、字天神西 58 番 2、字久保 59 番 5

地目 田

敷地面積 1,003.89 ㎡

- (2)取得した財産を草津市立笠縫東まちづくりセンターの建設用地とし、当センターを建設する。
- (3)当該地に草津市立笠縫東まちづくりセンターを建設できなかったときは、寄附者は寄附に係る契約を解除することができる。

◇委員からの質問

・センターを建てる際、同じところに建てるのが通常だと思うが、今回は同じところではな

いのか?

◆答弁

・<u>笠</u>縫東まちづくりセンターは、既存の敷地内に建て替えをするという計画であったが、 笠縫東学区まちづくり協議会から、将来を見越して、隣接する敷地を取得して、既存の敷 地と合わせてセンターの機能を高めたいという申し出があり、こちらの土地を取得する というふうに検討した。

◇委員からの質問

・笠縫東学区まちづくり協議会の総意か?

◆答弁

・昨年 11 月に 1 回目の理事会を開催され、年明けにもう一度、その後、臨時総会を開催されて、寄附をするというふうに手続きを踏まれたので、笠縫東学区まちづくり協議会の総意だと認識している。

◇委員からの質問

・寄附の総額 2,278 万 8,303 円は、確実に払ってもらえるのか?

◆答弁

・来年 5 月 31 日までに一旦 1,500 万円を寄附する。残り令和 6 年度から令和 10 年度まで、 各年度に約 150 万円ずつを寄附するという申し出である。 笠縫東学区まちづくり協議会 の収支等を試算させてもらった結果、十分可能であると考えている。

◇委員からの質問

・まちづくり協議会が発行している通信には「皆さんからのご意見をもとに用地の拡充について、草津市と再三にわたり協議を重ねてきましたが、認められませんでした。」とある。 その後、認めるに至った経緯は?

◆答弁

・土地の形状を考えたとき、センターを運営しながら建て替えると、建てるスペースが限られる。例えば玄関が今、南向きで日当たりが良いが、北向きになってしまうなどの制約も出てくる。どうしてもこの機会に隣の土地を取得したいという強い申し出があったので、今回負担付き寄附を受納する議案を提案した。

◇委員からの質問

・<u>今回の場合、</u>寄附によって敷地は市の資産になる。市の費用で買うほうが市民の皆様にも 分かりやすいのでは?

◆答弁

・基準面積である 1,700 平方メートルの敷地であれば問題ないが、横の土地を含めてということになると、そこまで市では購入できない。また、笠縫東学区まちづくり協議会は法人格が無いので、土地を購入することはできないため、今回寄附いただき、市で購入させていただく手法としたものである。

文責 総務常任委員長